

平成30年矢巾町議会定例会4月会議議事日程

平成30年4月16日（月）

午前10時 開 議

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会議期間の決定

第3. 報告第4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第4. 報告第5号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に係る報告について

第5. 報告第6号 町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

第6. 報告第7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

第7. 報告第8号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について

第8. 報告第9号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について

第9. 議案第41号 矢巾町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについて

第10. 議案第42号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第11. 議案第43号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第12. 議案第44号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第13. 議案第45号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

- 第14. 議案第46号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第15. 議案第47号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第16. 議案第48号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第17. 議案第49号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第18. 議案第50号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第19. 議案第51号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第20. 議案第52号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第21. 議案第53号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第22. 議案第54号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第23. 議案第55号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第24. 議案第56号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第25. 議案第57号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

議 案 目 次

平成30年矢巾町議会定例会4月会議

1. 報告第4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第5号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に係る報告について
3. 報告第6号 町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
4. 報告第7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
5. 報告第8号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について
6. 報告第9号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
7. 議案第41号 矢巾町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについて
8. 議案第42号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
9. 議案第43号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
10. 議案第44号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
11. 議案第45号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
12. 議案第46号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
13. 議案第47号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

14. 議案第48号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
15. 議案第49号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
16. 議案第50号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
17. 議案第51号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
18. 議案第52号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
19. 議案第53号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
20. 議案第54号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
21. 議案第55号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
22. 議案第56号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
23. 議案第57号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

報告第4号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第5号

平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に係る報告について

平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 23 日
矢巾町長 高 橋 昌 造

平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）

平成29年度矢巾町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,361,469千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		872,887	1	872,888
	2 基金繰入金	820,072	1	820,073
19 諸収入		136,615	5	136,620
	4 雑入	77,137	5	77,142
補正されなかった款項にかかる金額		11,351,961		11,351,961
歳入合計		12,361,463	6	12,361,469

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,857,612	6	1,857,618
	1 総務管理費	1,667,376	6	1,667,382
補正されなかった款項にかかる金額		10,503,851		10,503,851
歳出合計		12,361,463	6	12,361,469

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,591,156		3,591,156
2 地 方 譲 与 税	166,144		166,144
3 利 子 割 交 付 金	3,118		3,118
4 配 当 割 交 付 金	9,325		9,325
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,400		5,400
6 地 方 消 費 税 交 付 金	462,780		462,780
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	13,858		13,858
8 地 方 特 例 交 付 金	20,147		20,147
9 地 方 交 付 税	1,806,677		1,806,677
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,437		3,437
11 分 担 金 及 び 負 担 金	159,001		159,001
12 使 用 料 及 び 手 数 料	74,952		74,952
13 国 庫 支 出 金	2,028,741		2,028,741
14 県 支 出 金	928,898		928,898
15 財 産 収 入	90,562		90,562
16 寄 附 金	91,245		91,245
17 繰 入 金	872,887	1	872,888
18 繰 越 金	374,052		374,052
19 諸 収 入	136,615	5	136,620
20 町 債	1,522,468		1,522,468
歳 入 合 計	12,361,463	6	12,361,469

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	129,698		129,698					
2 総務費	1,857,612	6	1,857,618			5	1	
3 民生費	3,463,700		3,463,700					
4 衛生費	1,048,952		1,048,952					
5 労働費	37,367		37,367					
6 農林水産業費	682,914		682,914					
7 商工費	92,268		92,268					
8 土木費	2,680,917		2,680,917					
9 消防費	424,207		424,207					
10 教育費	874,269		874,269					
11 災害復旧費	6,958		6,958					
12 公債費	1,053,600		1,053,600					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	12,361,463	6	12,361,469			5	1	

歳

入

2 歳 入

(款) 17 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	638,640	1	638,641	1 財政調整基金繰入金	1	財政調整基金繰入金の増 1
計	820,072	1	820,073			

(款) 19 諸収入

(項) 4 雑入

1 雑入	77,136	5	77,141	1 雑入	5	総合賠償補償保険金の増 5
計	77,137	5	77,142			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	392,824	6	392,830			5	1	22補償、補填及び賠償金	6	◎一般管理事業の増 ○一般管理事業の増 賠償金	6 6 6
計	1,667,376	6	1,667,382			5	1				

報告第6号

町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告
について

町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月23日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

- 1 工 事 名 町道猪去中央線改良舗装工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字北郡山地内
- 3 契約の相手方 岩手県紫波郡矢巾町大字下矢次第1地割16番地
くみあい鉄建工業株式会社
代表取締役 長 沼 昇 三
- 4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	50,652,000円	52,590,600円

報告第7号

矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

矢巾町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3月31日

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町税条例等の一部を改正する条例

(矢巾町税条例の一部改正)

第1条 矢巾町税条例(昭和30年矢巾町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条の2 前条、第44条第2項、<u>第49条第3項</u>、第51条第2項、<u>第53条</u>、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項<u>及び第125条の3第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第26条 町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額<u>によって</u>、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額<u>によって</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額<u>によって</u>、第5号の者に対しては法人税割額<u>によって</u>課する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第32条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税(第2号に該当するもの<u>にあつては</u>、第53条の2の規定<u>によって</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条の2 前条、第44条第2項、<u>第49条第5項</u>、第51条第2項、<u>第53条第1項及び第4項</u>、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項<u>並びに第125条の3第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第26条 町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額<u>により</u>、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額<u>により</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額<u>により</u>、第5号の者に対しては法人税割額<u>により</u>課する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第32条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節<u>(第49条第10項から第12項までを除く。)</u>の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税(第2号に該当する者<u>にあつては</u>、第53条の2の規定<u>により</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>

(1) 〔略〕

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(均等割の税率)

第32条 〔略〕

2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

〔略〕

3・4 〔略〕

(所得控除)

第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第35条の6 所得割の納税義務者については、その者の第35条の3の

(1) 〔略〕

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(均等割の税率)

第32条 〔略〕

2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

〔略〕

3・4 〔略〕

(所得控除)

第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第35条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納

規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 〔略〕

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 〔略〕

(町民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、

税義務者については、その者の第35条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 〔略〕

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 〔略〕

(町民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除

地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定によって申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により町長の定める様式による。

3 [略]

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を町長に提出することができる。

額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により町長の定める様式による。

3 [略]

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を町長に提出することができる。

6 第26条第1項第1号の者は、第35条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を町長に提出しなければならない。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第26条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第48条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ

6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第35条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を町長に提出しなければならない。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第48条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ

。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第48条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 [略]

3 第48条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第48条の3中「前条第1項」とあるのは「第48条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第48条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 [略]

3 第48条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第48条の3中「前条第1項」とあるのは「第48条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の町民税の申告納付)

第49条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

[新設]

[新設]

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期

(法人の町民税の申告納付)

第49条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期

間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 〔略〕

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

6 〔略〕

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7

間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 〔略〕

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

8 〔略〕

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7

の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

[新設]

[新設]

[新設]

の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第53条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

[新設]

[新設]

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第53条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第49条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第53条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第53条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第51条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第53条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合に

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

は、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第49条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第53条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第51条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 [略]

2～6 [略]

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第4節 町たばこ税

[新設]

。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 [略]

2～6 [略]

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第4節 町たばこ税

(製造たばこの区分)

第88条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

(町たばこ税の納税義務者等)

第88条 [略]

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第89条 [略]

[新設]

(たばこ税の課税標準)

第90条 たばこ税の課税標準は、第88条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(町たばこ税の納税義務者等)

第88条の2 [略]

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第89条 [略]

(製造たばことみなす場合)

第89条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第90条 たばこ税の課税標準は、第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第93条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム
[略]	

[新設]

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム
ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム
[略]	

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第88条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

[新設]

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

[新設]

税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第2項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又は

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(たばこ税の税率)

第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第91条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定によりたばこ税の免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第88条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第88条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）

イに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻きたばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻きたばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第91条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定によりたばこ税の免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第88条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条

及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 〔略〕

(国民健康保険税の課税額)

第127条 〔略〕

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3・4 〔略〕

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 〔略〕

(国民健康保険税の課税額)

第127条 〔略〕

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。

3・4 〔略〕

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

15,050円

イ [略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,500円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,970円

カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

10,750円

イ [略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,500円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,550円

カ [略]

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

14,350円

イ [略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,800円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,270円

カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

10,250円

イ [略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,000円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第126条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,050円

カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

4,300円

イ [略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,000円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,420円

カ [略]

2 [略]

(特例対象被保険者等に係る申告)

第134条の4 [略]

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第20条、第44条第2項、第49条第3項、第51条第2項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項（第125条の10において準用する場合を含む。）及び第125条の3第2項（第125条の10において準用する

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

4,100円

イ [略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 800円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,220円

カ [略]

2 [略]

(特例対象被保険者等に係る申告)

第134条の4 [略]

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第20条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項（第125条の10において準用する場合を含む。）及び第125条の3第2項（第125条の10において準用する

場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条について同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第53条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められている日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第53条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められている日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第53条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセン

場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条について同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められている日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められている日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第53条の規定による延滞金

トを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第53条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数に乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 [略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

あつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数に乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 [略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

[削除]

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

〔新設〕

4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属す

13 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2 [略]

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) [略]

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

る事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零とする。

18 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2 [略]

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) [略]

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 〔略〕

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(3) 〔略〕

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 〔略〕

〔新設〕

(6) 〔略〕

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 〔略〕

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

- (1)～(5) 〔略〕
- (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合) にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項
- (7) 〔略〕

の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

- (1)～(5) 〔略〕
- (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合) には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項
- (7) 〔略〕

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における

固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな

固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資

るべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条の2 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条

産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条の2 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条

の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第125条の8中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額とする。

3～5 [略]

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）

第17条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第125条の8中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額とする。

3～5 [略]

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）

第17条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

第2条 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第90条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>4～10 〔略〕</p> <p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 〔略〕</p> <p>2～14 〔略〕</p> <p>15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。</p> <p>18 〔略〕</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第90条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>4～10 〔略〕</p> <p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 〔略〕</p> <p>2～14 〔略〕</p> <p>15 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第46項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。</p> <p>18 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

第3条 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第90条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) <u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>4～10 〔略〕</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第90条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) <u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>4～10 〔略〕</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

第4条 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(たばこ税の課税標準)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p>

第90条 〔略〕

2 〔略〕

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 〔略〕

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び法第467条第4項の規定の例により算定した金額

4～10 〔略〕

(たばこ税の税率)

第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

第90条 〔略〕

2 〔略〕

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 〔略〕

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び法第467条第4項の規定の例により算定した金額

4～10 〔略〕

(たばこ税の税率)

第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

第5条 矢巾町税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第89条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第89条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>[削除]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数</p>

に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 〔略〕

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻きたばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻きたばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 〔略〕

に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 〔略〕

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

〔削除〕

9 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

（矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

第6条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成27年矢巾町条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、<u>新条例第90条の2</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 [略]</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>新条例第88条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町た</p>	<p>(町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、<u>矢巾町税条例第90条の2</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 [略]</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>矢巾町税条例第88条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみな</p>

ばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 〔略〕

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
〔略〕		

して、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 〔略〕

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
〔略〕		

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例（以下この条並びに第2条第1項及び第2項並びに第3条第1項並びに第12条において「新条例」という。）第88条、第88条の2、第89条の2、第90条から第91条まで及び第93条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 新条例第27条第2項（「控除対象配偶者」を「同一整形配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第37条の2第1項並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条の規定による改正後の矢巾町税条例第90条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 新条例第26条第1項及び第3項並びに第49条第1項及び第3項の改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 新条例第27条第1項第2号、同条第2項（第2号に掲げる改正規定を除く。）、同条例第35条の2及び第35条の6並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 新条例附則第10条の2第17項の改正規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日
(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第53条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第26条第1項及び第3項並びに第49条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る町たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成27年矢巾町条例第28号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第88条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第93条第1項若しくは第2項	矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成30年矢巾町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項
第20条第2号	第93条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第20条第3号	第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第93条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2様式
第93条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第95条の2第1項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第96条第2項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

- 5 30年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置）

- 第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第20条第3号の項中「第78条の6第1項の申告書、第93条第1項」とあるのは、「第93条第1項」とする。

（町たばこ税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第23号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の町税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第93条第1項若しくは第2項	矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成30年矢巾町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項
第20条第2号	第93条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第20条第3号	第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第93条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2様式
第93条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第95条の2第1項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項

第96条第2項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
---------	--------------	-------------------

5 32年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(町たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の矢巾町税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第93条第1項若しくは第2項	矢巾町税条例等の一部を改正する条例（平成30年矢巾町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項
------	----------------	--

第20条第2号	第93条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第20条第3号	第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第93条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2様式
第93条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第95条の2第1項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第96条第2項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

- 5 33年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（国民健康保険税に関する適用区分）

第12条 新条例第127条及び第134条の改正規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第8号

平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について

平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3月31日
矢巾町長 高橋昌造

平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）

平成29年度矢巾町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,143千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,409,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		166,144	1,310	167,454
	1 地方揮発油譲与税	54,524	△6,003	48,521
	2 自動車重量譲与税	111,620	7,313	118,933
3 利子割交付金		3,118	1,693	4,811
	1 利子割交付金	3,118	1,693	4,811
4 配当割交付金		9,325	△2,545	6,780
	1 配当割交付金	9,325	△2,545	6,780
5 株式等譲渡所得割交付金		5,400	2,440	7,840
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,400	2,440	7,840
6 地方消費税交付金		462,780	69,233	532,013
	1 地方消費税交付金	462,780	69,233	532,013
7 自動車取得税交付金		13,858	15,444	29,302
	1 自動車取得税交付金	13,858	15,444	29,302
9 地方交付税		1,806,677	46,108	1,852,785
	1 地方交付税	1,806,677	46,108	1,852,785
10 交通安全対策特別交付金		3,437	1,093	4,530
	1 交通安全対策特別交付金	3,437	1,093	4,530
11 分担金及び負担金		159,001	△3,487	155,514
	1 負担金	159,001	△3,487	155,514
13 国庫支出金		2,028,741	△64,985	1,963,756
	1 国庫負担金	937,163	△11,520	925,643
	2 国庫補助金	1,088,374	△55,065	1,033,309
	3 委託金	3,204	1,600	4,804
14 県支出金		928,898	1,989	930,887
	1 県負担金	461,257	△1,463	459,794
	2 県補助金	407,392	2,221	409,613

款	項	補正前の額	補正額	計	
14 県	支出金	3 委託金	60,249	1,231	61,480
17 繰	入金		872,888	△2,458	870,430
		2 基金繰入金	820,073	△2,458	817,615
19 諸	収入		136,620	9,508	146,128
		4 雑入	77,142	9,508	86,650
20 町	債		1,522,468	△27,200	1,495,268
		1 町債	1,522,468	△27,200	1,495,268
補正されなかった款項にかかる金額			4,242,114		4,242,114
歳入合計			12,361,469	48,143	12,409,612

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,857,618	67,428	1,925,046
	1 総務管理費	1,667,382	67,649	1,735,031
	3 戸籍住民基本台帳費	41,242	△221	41,021
3 民生費		3,463,700	△14,619	3,449,081
	1 社会福祉費	1,661,073	△1,794	1,659,279
	2 児童福祉費	1,802,627	△12,825	1,789,802
4 衛生費		1,048,952	△707	1,048,245
	1 保健衛生費	257,448	△707	256,741
	2 環境衛生費	791,504	0	791,504
6 農林水産業費		682,914	△3,959	678,955
	1 農業費	674,937	△3,936	671,001
	2 林業費	7,977	△23	7,954
8 土木費		2,680,917	0	2,680,917
	2 道路橋梁費	1,761,324	0	1,761,324
	4 都市計画費	837,445	0	837,445
10 教育費		874,269	0	874,269
	2 小学校費	235,638	0	235,638
	3 中学校費	123,909	0	123,909
	5 保健体育費	192,854	0	192,854
補正されなかった款項にかかる金額		1,753,099		1,753,099
歳出合計		12,361,469	48,143	12,409,612

第2表

繰越明許費

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
6 農林水産業費	1 農業費	農地耕作条件改善事業	55,000	65,697
8 土木費	2 道路橋梁費	交通安全施設整備事業	61,764	61,510
		矢巾スマートIC関連道路整備事業	471,132	468,820
		岩手医科大学関連道路整備事業	235,357	225,330
10 教育費	3 中学校費	中学校維持補修事業	26,421	28,765
計			849,674	850,122

第3表

地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般廃棄物処理事業	235,900	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	235,000	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
学校教育施設等 整備事業	86,900				86,100			
地域活性化事業	130,700				105,200			

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,591,156		3,591,156
2 地 方 譲 与 税	166,144	1,310	167,454
3 利 子 割 交 付 金	3,118	1,693	4,811
4 配 当 割 交 付 金	9,325	△2,545	6,780
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,400	2,440	7,840
6 地 方 消 費 税 交 付 金	462,780	69,233	532,013
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	13,858	15,444	29,302
8 地 方 特 例 交 付 金	20,147		20,147
9 地 方 交 付 税	1,806,677	46,108	1,852,785
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,437	1,093	4,530
11 分 担 金 及 び 負 担 金	159,001	△3,487	155,514
12 使 用 料 及 び 手 数 料	74,952		74,952
13 国 庫 支 出 金	2,028,741	△64,985	1,963,756
14 県 支 出 金	928,898	1,989	930,887
15 財 産 収 入	90,562		90,562
16 寄 附 金	91,245		91,245
17 繰 入 金	872,888	△2,458	870,430
18 繰 越 金	374,052		374,052
19 諸 収 入	136,620	9,508	146,128
20 町 債	1,522,468	△27,200	1,495,268
歳 入 合 計	12,361,469	48,143	12,409,612

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	129,698		129,698					
2 総務費	1,857,618	67,428	1,925,046	△53,966	△25,500	7,050	139,844	
3 民生費	3,463,700	△14,619	3,449,081	△10,042			△4,577	
4 衛生費	1,048,952	△707	1,048,245	△63	△900		256	
5 労働費	37,367		37,367					
6 農林水産業費	682,914	△3,959	678,955	581		△3,487	△1,053	
7 商工費	92,268		92,268					
8 土木費	2,680,917		2,680,917	1,622			△1,622	
9 消防費	424,207		424,207					
10 教育費	874,269		874,269	△1,128	△800		1,928	
11 災害復旧費	6,958		6,958					
12 公債費	1,053,600		1,053,600					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	12,361,469	48,143	12,409,612	△62,996	△27,200	3,563	134,776	

歳

入

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	54,524	△6,003	48,521	1 地方揮発油譲与税	△6,003	地方揮発油譲与税の減 △6,003
計	54,524	△6,003	48,521			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	111,620	7,313	118,933	1 自動車重量譲与税	7,313	自動車重量譲与税の増 7,313
計	111,620	7,313	118,933			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	3,118	1,693	4,811	1 利子割交付金	1,693	利子割交付金の増 1,693
計	3,118	1,693	4,811			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	9,325	△2,545	6,780	1 配当割交付金	△2,545	配当割交付金の減 △2,545
計	9,325	△2,545	6,780			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	5,400	2,440	7,840	1 株式等譲渡所得割交付金	2,440	株式等譲渡所得割交付金の増 2,440
計	5,400	2,440	7,840			

2 地方譲与税

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	462,780	69,233	532,013	1 地方消費税交付金	69,233	地方消費税交付金の増 69,233
計	462,780	69,233	532,013			

(款) 7 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金	13,858	15,444	29,302	1 自動車取得税交付金	15,444	自動車取得税交付金の増 15,444
計	13,858	15,444	29,302			

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	1,806,677	46,108	1,852,785	1 地方交付税	46,108	特別交付税の増 46,108
計	1,806,677	46,108	1,852,785			

(款) 10 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	3,437	1,093	4,530	1 交通安全対策特別交付金	1,093	交通安全対策特別交付金の増 1,093
計	3,437	1,093	4,530			

(款) 11 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

3 農林水産業費負担金	12,216	△3,487	8,729	1 農業費負担金	△3,487	農地耕作条件改善事業分担金の減 △3,487
計	159,001	△3,487	155,514			

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	936,826	△11,389	925,437	2 障害者自立支援給 付費負担金	△438	障害者医療費負担金の減	△438
				4 児童手当交付金	△10,951	被用者児童手当交付金の減 非被用者児童手当交付金の減 被用者3歳以上中学校修了前交付金の減 特例給付交付金の減	△1,319 △4,284 △5,276 △72
2 衛生費国庫負担金	337	△131	206	1 未熟児養育医療費 負担金	△131	未熟児養育医療費負担金の減	△131
計	937,163	△11,520	925,643				

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	335,658	△53,885	281,773	1 地方創生推進交付 金	△5,220	地方創生推進交付金の減	△5,220
				2 個人番号カード交 付事業費等補助金	△170	個人番号カード交付事業費補助金の減	△170
				3 結婚新生活支援事 業費補助金	△750	結婚新生活支援事業費補助金の減	△750
				5 公共施設等先進的 C O 2 排出削減対 策モデル事業補助 金	△47,023	公共施設等先進的C O 2 排出削減対策モデル事業補助金の減	△47,023
				6 旧姓併記対応シス テム改修事業補助 金	△37	旧姓併記対応システム改修事業補助金の減	△37
				7 社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金	△492	社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減	△492

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				9 バルクリース方式による省CO2改修事業費補助金	△193	バルクリース方式による省CO2改修事業費補助金の減 △193
3 衛生費国庫補助金	197	19	216	1 保健衛生費補助金	19	感染症予防事業費等補助金の増 19
4 土木費国庫補助金	663,270	△71	663,199	1 道路橋梁費補助金	△71	スマートIC周辺整備事業費補助金の減 △71
5 教育費国庫補助金	41,989	△1,128	40,861	3 理科教育等設備整備費補助金	△1	理科教育等設備整備費補助金の減 △1
				5 公立学校施設整備費補助金	△1,127	学校施設環境改善交付金の減 △1,127
計	1,088,374	△55,065	1,033,309			

(款) 13 国庫支出金

(項) 3 委託金

2 民生費委託金	3,031	1,600	4,631	2 社会福祉費委託金	1,600	国民年金事務費交付金の増 1,600
計	3,204	1,600	4,804			

(款) 14 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	460,689	△2,768	457,921	3 障害福祉事業費負担金	△219	障害者医療費負担金の減 △219
				6 児童手当負担金	△2,549	被用者児童手当負担金の減 △142 非被用者児童手当負担金の減 △1,071 被用者3歳以上中学校修了前負担金の減 △1,319 特例給付負担金の減 △17

(款) 14 県支出金

(項) 1 県負担金

3 衛生費県負担金	168	△65	103	1 未熟児養育医療費負担金	△65	未熟児養育医療費負担金の減	△65
4 土木費県負担金	0	1,370	1,370	2 道路橋梁費負担金	1,370	矢巾スマート I C 開通式負担金の増	1,370
計	461,257	△1,463	459,794				

(款) 14 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	94,700	2,152	96,852	1 社会福祉総務費補助金	△340	重度心身障害者医療費助成事業補助金の減	△340
				2 障害福祉事業費補助金	△126	在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業費補助金の減 難聴児補聴器購入助成事業費補助金の減 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金の減	△21 △18 △87
				3 老人福祉事業費補助金	△3	老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金の減	△3
				4 介護保険運営事業費補助金	△14	介護保険事業費補助金の減	△14
				6 母子福祉費補助金	2,635	子ども医療費助成事業補助金の増 妊産婦医療費助成事業補助金の減 ひとり親家庭医療費助成事業補助金の増	2,888 △1,678 1,425
3 衛生費県補助金	11,133	137	11,270	1 保健衛生費補助金	137	健康増進事業補助金の増 自殺対策強化事業費補助金の減 被災地健康支援事業費補助金の増	699 △590 28
4 農林水産業費県補助金	289,381	△68	289,313	2 農業振興費補助金	△68	環境保全型農業直接支払交付金の減 人・農地問題解決加速化支援事業補助金の減	△33 △35
計	407,392	2,221	409,613				

(款) 14 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	54,305	487	54,792	1 総務費委託金	487	市町村事務処理交付金の増 487
2 民生費委託金	506	△4	502	1 社会福祉費委託金	△13	人権啓発活動地方委託費の減 △34 特別弔慰金支給事務費市町村交付金の増 21
				2 児童福祉費委託金	9	母子家庭等日常生活支援事業事務委託金の増 9
3 農林水産業費委託金	730	679	1,409	2 林業費委託金	679	森林病虫害等防除業務委託金の増 679
5 土木費委託金	4,690	69	4,759	2 都市計画費委託金	69	開発許可取扱委託金の増 53 建築確認調査事務委託金の増 16
計	60,249	1,231	61,480			

(款) 17 繰入金

(項) 2 基金繰入金

5 矢巾町公共施設等 総合管理基金繰入金	14,570	△2,458	12,112	1 矢巾町公共施設等 総合管理基金繰入金	△2,458	矢巾町公共施設等総合管理基金繰入金の減 △2,458
計	820,073	△2,458	817,615			

(款) 19 諸収入

(項) 4 雑入

1 雑入	77,141	9,508	86,649	1 雑入	9,508	岩手県市町村振興協会市町村振興交付金の増 9,508
計	77,142	9,508	86,650			

(款) 20 町債

(項) 1 町債

2 衛生債	235,900	△900	235,000	1 一般廃棄物処理事業債	△900	汚泥再処理施設整備事業債の減	△900
6 教育債	86,900	△800	86,100	1 学校教育施設等整備事業債	△800	社会体育施設整備事業債の減	△800
8 地域活性化事業債	130,700	△25,500	105,200	1 地域活性化事業債	△25,500	地域活性化事業債の減	△25,500
計	1,522,468	△27,200	1,495,268				

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	392,830	0	392,830	△100			100			財源更正	
5財産管理費	516,330	△30,967	485,363	△47,216	△25,500	△2,458	44,207	13委託料	△16,671	◎財産管理事業の減 ○公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業の減 公共施設等設計監理委託料 工事請負費	△30,967 △28,645 △14,349 △14,296
								15工事請負費	△14,296	○バルクリース方式による省CO2改修事業の減 測量調査設計業務委託料	△2,322 △2,322
6企画費	244,993	△2,500	242,493	△5,951			3,451	13委託料	△500	◎企画事業の減 ○地方創生事業の減	△2,500 △2,500
								19負担金、補助及び交付金	△2,000	地方創生事業委託料 結婚新生活支援補助金 地方創生補助金	△500 △1,000 △1,000
8財政調整基金費	146,631	103,582	250,213				103,582	25積立金	103,582	◎財政調整基金積立事業の増 ○財政調整基金積立事業の増 財政調整基金積立金	103,582 103,582 103,582
10電子計算費	268,838	△2,466	266,372	△529		9,508	△11,445	13委託料	△2,466	◎電子計算事業の減 ○共通番号制度導入対策事業の減 共通番号制度導入業務委託料	△2,466 △2,466 △2,466
計	1,667,382	67,649	1,735,031	△53,796	△25,500	7,050	139,895				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	41,242	△221	41,021	△170			△51	19 負担金、補助及び交付金	△221	◎戸籍住民基本台帳事業の減 ○戸籍住民基本台帳事業の減 マイナンバー関連業務交付金	△221 △221 △221
計	41,242	△221	41,021	△170			△51				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	364,001	△31	363,970	1,247			△1,278	11 需用費	△31	◎社会福祉総務事業の減 ○社会福祉総務事業の減 消耗品費	△31 △31 △31
2 障害福祉費	639,122	△1,182	637,940	△416			△766	20 扶助費	△1,182	◎障害者支援事業の減 ○障害者給付事業の減 在宅重度障害者家族介護慰労手当 難聴児補聴器購入助成事業給付費 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業給付費 ○障害者自立支援事業の減 更生医療費給付費	△1,182 △306 △96 △36 △174 △876 △876
3 老人福祉費	584,752	△581	584,171	△17			△564	13 委託料	△581	◎介護予防事業の減 ○日常生活支援事業の減 軽度生活援助事業委託料	△581 △581 △581
計	1,661,073	△1,794	1,659,279	814			△2,608				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2児童措置費	451,879	△12,825	439,054	△13,500		675	20扶助費	△12,825	◎児童措置事業の減 ○児童手当給付事業の減 被用者児童手当 特例給付児童手当 非被用者3歳以上小学校修了前児童手当 被用者小学校修了後中学校修了前児童手当 非被用者小学校修了後中学校修了前児童手当	△12,825 △12,825 △2,340 △290 △2,385 △4,520 △3,290
4母子福祉費	119,205	0	119,205	2,644		△2,644			財源更正	
計	1,802,627	△12,825	1,789,802	△10,856		△1,969				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	165,584	△707	164,877	△31		△676	8報償費	△123	◎精神保健事業の減 ○精神保健事業の減 謝礼 普通旅費 特別旅費 自殺対策計画アンケート調査委託料	△707 △707 △123 △177 △165 △242
							9旅費	△342		
							13委託料	△242		
計	257,448	△707	256,741	△31		△676				

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1環境衛生総務費	772,973	0	772,973		△900	900			財源更正	
2環境保全費	2,866	0	2,866	△32		32			財源更正	
計	791,504	0	791,504	△32	△900	932				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 農業総務費	67,128	0	67,128	△30			30			財源更正	
3 農業振興費	40,317	△169	40,148	△35			△134	1 報酬	△99	◎農業振興事業の減 ○有害鳥獣駆除事業の減	△99 △99
								8 報償費	△70	有害鳥獣実施隊員報酬 ◎生産調整推進対策事業の減 ○人・農地問題解決推進事業の減 謝礼	△99 △70 △70 △70
4 畜産業費	2,185	△230	1,955				△230	19 負担金、補助及び交付金	△230	◎畜産生産振興事業の減 ○畜産振興総合対策事業の減 家畜導入事業資金供給事業補助金	△230 △230 △230
5 農地費	350,708	△3,537	347,171	△33		△3,487	△17	11 需用費	△7	◎農業基盤整備事業の減 ○農業基盤整備事業の減 燃料費	△3,537 △7 △7
								13 委託料	△1,848	○農地等整備事業の減 環境保全型農業直接支払交付金	△44 △44
								15 工事請負費	△1,638	○農地耕作条件改善事業の減 農地耕作条件改善事業設計業務委託料 工事請負費	△44 △3,486 △1,848 △1,638
								19 負担金、補助及び交付金	△44		
計	674,937	△3,936	671,001	△98		△3,487	△351				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	7,977	△23	7,954	679			△702	13 委託料	△23	◎林業振興対策事業の減 ○林業振興事業の減 森林病害虫等防除業務委託料	△23 △23 △23
計	7,977	△23	7,954	679			△702				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	76,576	0	76,576	1,370			△1,370			財源更正	
3 道路新設改良費	1,249,148	0	1,249,148	△71	△2,500		2,571			財源更正	
4 橋梁維持費	107,860	0	107,860		2,500		△2,500			財源更正	
計	1,761,324	0	1,761,324	1,299			△1,299				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	64,564	0	64,564	69			△69			財源更正	
2 土地区画整理費	605,203	0	605,203	254			△254			財源更正	
計	837,445	0	837,445	323			△323				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	208,181	0	208,181	△289			289			財源更正	
---------	---------	---	---------	------	--	--	-----	--	--	------	--

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2教育振興費	27,457	0	27,457	△1			1		財源更正	
計	235,638	0	235,638	△290			290			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	82,246	0	82,246	△838			838		財源更正
計	123,909	0	123,909	△838			838		

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

2体育施設費	56,529	0	56,529		△800		800		財源更正
計	192,854	0	192,854		△800		800		

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	4,203,876	3,922,063	1,154,600	599,330	4,477,333
(1) 総務	790,630	745,322	205,200	52,615	897,907
(2) 民生	155,866	153,880		8,226	145,654
(3) 衛生	8,225	103,557	235,000	902	337,655
(4) 農林水産	460				
(5) 商工					
(6) 土木	1,231,250	1,087,521	571,200	192,836	1,465,885
(7) 公営住宅	12,900	12,900			12,900
(8) 消防	64,198	52,332	57,100	8,635	100,797
(9) 教育	1,940,347	1,766,551	86,100	336,116	1,516,535
2 災害復旧債	394,905	362,775		60,922	301,853
3 減税補てん債	149,837	124,641		25,598	99,043
4 臨時財政対策債	4,243,729	4,389,902	436,768	289,591	4,537,079
合 計	8,992,347	8,799,381	1,591,368	975,441	9,415,308

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費								共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 <small>(年間支給率:月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当	計				
補正後	長 等	2		16,428	5,117 (3.30)		257	33		21,835	1,968	23,803	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		16,778 (3.30)					69,830	21,525	91,355		
	その他の 特別職	873	42,237	6,780	1,440 (3.30)		89	42		50,588	1,771	52,359	退職手当負担金	1,268
	計	893	95,289	23,208	23,335 (3.30)		346	75		142,253	25,264	167,517	退職手当負担金	4,341
補正前	長 等	2		16,428	5,117 (3.30)		257	33		21,835	1,968	23,803	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		16,778 (3.30)					69,830	21,525	91,355		
	その他の 特別職	874	42,336	6,780	1,440 (3.30)		89	42		50,687	1,771	52,458	退職手当負担金	1,268
	計	894	95,388	23,208	23,335 (3.30)		346	75		142,352	25,264	167,616	退職手当負担金	4,341
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0		0	0	0	退職手当負担金	0
	議 員	0	0		0 (0.00)					0	0	0		
	その他の 特別職	△ 1	△ 99	0	0 (0.00)		0	0		△ 99	0	△ 99	退職手当負担金	0
	計	△ 1	△ 99	0	0 (0.00)		0	0		△ 99	0	△ 99	退職手当負担金	0

報告第9号

平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について

平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 3 1 日
矢巾町長 高 橋 昌 造

平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成29年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,986,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		599,877	31,136	631,013
	1 国 庫 負 担 金	398,904	28,726	427,630
	2 国 庫 補 助 金	200,973	2,410	203,383
4 県 支 出 金		118,295	3,936	122,231
	2 県 補 助 金	95,572	3,936	99,508
補正されなかった款項にかかる金額		2,233,656		2,233,656
歳 入 合 計		2,951,828	35,072	2,986,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		1,811,322	0	1,811,322
	1 療 養 諸 費	1,585,311	0	1,585,311
9 基 金 積 立 金		28	35,072	35,100
	1 基 金 積 立 金	28	35,072	35,100
補正されなかった款項にかかる金額		1,140,478		1,140,478
歳 出 合 計		2,951,828	35,072	2,986,900

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	450,700		450,700
2 使用料及び手数料	150		150
3 国庫支出金	599,877	31,136	631,013
4 県支出金	118,295	3,936	122,231
5 療養給付費交付金	54,784		54,784
6 前期高齢者交付金	847,143		847,143
7 共同事業交付金	615,087		615,087
8 財産収入	30		30
9 繰入金	141,988		141,988
10 繰越金	109,932		109,932
11 諸収入	13,842		13,842
歳入合計	2,951,828	35,072	2,986,900

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	26,888		26,888				
2 保険給付費	1,811,322		1,811,322	35,072			△35,072
3 後期高齢者支援金	283,928		283,928				
4 前期高齢者納付金	1,048		1,048				
5 老人保健拠出金	30		30				
6 介護納付金	103,750		103,750				
7 共同事業拠出金	619,149		619,149				
8 保健事業費	40,775		40,775				
9 基金積立金	28	35,072	35,100				35,072
10 公債費	1		1				
11 諸支出金	54,909		54,909				
12 予備費	10,000		10,000				
歳出合計	2,951,828	35,072	2,986,900	35,072			

歳

入

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 療養給付費等負担金	376, 181	28, 726	404, 907	1 現年度分	28, 726	現年度分療養給付費負担金の増 28, 726
計	398, 904	28, 726	427, 630			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 財政調整交付金	177, 877	2, 410	180, 287	1 財政調整交付金	2, 410	財政調整交付金の増 2, 410
計	200, 973	2, 410	203, 383			

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

1 財政調整交付金	95, 572	3, 936	99, 508	1 財政調整交付金	3, 936	財政調整交付金の増 3, 936
計	95, 572	3, 936	99, 508			

3 国庫支出金

歳

出

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1一般被保険者療養給付費	1,536,023	0	1,536,023	35,072			△35,072		財源更正	
計	1,585,311	0	1,585,311	35,072			△35,072			

(款) 9 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1財政調整基金積立金	28	35,072	35,100				35,072	25積立金	35,072	◎財政調整基金積立事業の増 ○財政調整基金積立事業の増 財政調整基金積立金	35,072 35,072 35,072
計	28	35,072	35,100				35,072				

議案第41号

矢巾町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とすることに關し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員の任命に關し、委員の過半数を農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項各号に掲げる者又は農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号に掲げる者としたいので、同法第8条第5項ただし書及び同規則第2条第1号の規定により、議会の同意を求める。

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第42号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字東徳田第12地割130番地

氏 名 川 村 良 道

昭和24年12月1日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第43号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字南矢幅第6地割49番地1

氏 名 藤 原 幸 藏

昭和25年2月28日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第44号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字室岡第7地割8番地2

氏 名 白 澤 克 美

昭和30年5月7日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第45号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字煙山第6地割87番地

氏 名 藤 原 啓 師

昭和26年5月22日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第46号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字高田第5地割44番地2

氏 名 中 川 和 則

昭和39年2月28日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第47号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字赤林第12地割52番地

氏 名 藤 井 満

昭和31年11月15日生

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第48号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字下矢次第7地割3番地1

氏 名 川 村 和 男

昭和26年10月14日生

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第49号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字北伝法寺第15地割74番地1

氏 名 白 澤 和 実

昭和27年6月1日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第50号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字南矢幅第6地割15番地19

氏 名 伊 藤 日出輝

昭和24年12月22日生

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第51号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字間野々第13地割79番地2

氏 名 阿 部 江利子

昭和31年5月6日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第52号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字北郡山第5地割38番地

氏 名 米 倉 孝 一

昭和18年7月13日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第53号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字太田第11地割84番地

氏 名 藤 原 由 明

昭和23年7月10日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第54号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字広宮沢第6地割17番地

氏 名 村 松 とも子

昭和23年5月26日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第55号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字白沢第7地割55番地

氏 名 藤 原 弘 也

昭和22年2月26日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第56号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字岩清水第8地割5番地

氏 名 吉 田 力

昭和23年12月25日生

平成30年 4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第57号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字広宮沢第5地割403番地

氏 名 佐々木 昭 英

昭和34年1月17日生

平成30年4月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造